平成２６年（フ）第１３９号
長野県塩尻市大字塩尻町177番地15
債務者　坂梨　光伸
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12153番地７　富貴原ハイツＣ202
債務者　若井かずみ（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第４７号
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽63番地５　ホワイトパレス１－Ｂ
債務者　竹内　一郎
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２８１号
岐阜県瑞穂市古橋1714番地２
債務者　大平　　愛（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０５７号
名古屋市千種区高見１丁目25番６号　ジョイフル池下105号
債務者　西野　新也
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１１０号
名古屋市千種区希望ケ丘２丁目１番Ｂ－207号　中希望荘
債務者　田中　　舞
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１５５号
愛知県小牧市藤島町梵天65番地ボナール藤島102号
債務者　中華料理日楽こと　奥田　雅尚
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１７４号
愛知県大府市長草町新池８番地　新池団地２棟102号
債務者　小濵　　登
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２０３号
愛知県大府市長草町新池８番地　新池団地４棟108号
債務者　副田　武利
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１号
三重県津市安濃町浄土寺1490番地22
債務者　岸田　弘子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１２２号
三重県津市大谷町35番地13、前住所三重県津市野田21番地129
債務者　黒岩　勝恵（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９号
滋賀県長浜市勝町909番地　シルキータウンＮＫ108号室
債務者　上米良直人
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
神戸市西区玉津町今津582番地の３
債務者　矢野　　剛
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
兵庫県明石市魚住町長坂寺547番地の１
債務者　京谷　広美
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
兵庫県明石市野々上３丁目13番地の１　西明石グリーンハイツ303号
債務者　杉浦ひろみ
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
兵庫県明石市大久保町大窪1390番地
債務者　小泉　忠男
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
兵庫県明石市魚住町住吉１丁目７番14号カーサベルデ103号、前住所兵庫県明石市魚住町西岡1335番地の１　ヴィダ・アルボレス501号
債務者　山下静二郎
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係